

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央区保健所4階検査室ドラフトチャンバー設置付帯工事
2 施 行 場 所	東京都中央区明石町12番1号
3 対 象 業 種	空調工事
4 工 事 概 要	塩ビ製ダクト施工 1式 ファン取付 1台 電源工事 1式
5 工 期	令和6年8月30日まで
6 契 約 金 額	30,624,000円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和6年7月22日
8 契約の相手方の住所及び商号又は名称	東京都渋谷区恵比寿西二丁目7番5号 竹田理化工業株式会社 代表取締役 竹田 拓人
9 随意契約締結の理由	本工事は、新設ドラフトチャンバーを設置するための付帯工事である。病原微生物検査に使用するドラフトチャンバー設置の付帯工事を行うためには、当該ドラフトチャンバーの構造を熟知している必要があるとともに、ドラフトチャンバー設置者とスケジュール調整・取合調整など詳細な連携が必要である。 上記業者は、当該ドラフトチャンバーの製造者の代理店であり、当該ドラフトチャンバーの構造を熟知しているほか、新設ドラフトチャンバーの納入業者であることから、効率的な作業対応及び安全工程管理が可能であるため、同者と随意契約を締結するものである。
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央区立温浴プラザ「ほっとプラザはるみ」等複合施設盛土工事
2 施 行 場 所	東京都中央区晴海五丁目2番3号
3 対 象 業 種	建築工事
4 工 事 概 要	盛土工事 晴海五丁目全体の計画高さ（約AP+6.5m）に地盤を嵩上げる工事
5 工 期	令和5年9月29日まで
6 契 約 金 額	27,955,400円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和5年1月13日
8 契約の相手方の住所及び商号又は名称	東京都文京区後楽一丁目5番3号 株式会社塩浜工業 東京本社 東京本店長 堀 昌弘
9 随意契約締結の理由	現在、隣接地において、東京都港湾局発注の晴海五丁目（特別区道中月第836線）道路改良工事（以下「港湾局工事」という。）が上記業者にて施工中である。 港湾局工事で整備がなされない範囲の一部を盛土する本工事は、港湾局工事と一体的な工事であることから、同者が施工することにより工期の短縮が図られる。 また、各単価及び経費率について基本的に港湾局工事と合わせることで、工事費全体で概ね3%の削減を図ることができる。 さらに、同者は港湾局工事を施工するに当たり、近隣住民に対し住民説明会を行っており、住民対応も円滑に進めることができるため、同者と随意契約を締結する。
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

